

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等の発行業務要領

ハウスプラス住宅保証株式会社

第1章 省エネ住宅ポイント制度について

この業務要領は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員であるハウスプラス住宅保証株式会社（以下「当機関」という。）が実施する新築住宅に係る「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」及び「省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書」の発行に関する業務について適用する。なお、本要領において用いる主な用語の定義は以下のとおりとする。

- 1．一戸建ての住宅とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- 2．共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3．住宅事業建築主基準とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号)をいう。
- 4．省エネ基準とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)または住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)をいう。
- 5．この要領において「現行の耐震基準」とは、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準または耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)」をいう。

．省エネ住宅ポイント発行に係る審査の対象および適用基準について

1．審査対象

評価機関の審査の対象となる、新築に係る省エネ住宅ポイント発行対象は、以下の(1)から(3)に分類される。

(1) 注文住宅タイプ

契約 1	平成26年12月27日(閣議決定日)～
着工 2	契約締結日～平成28年3月31日まで
完了報告	平成28年9月30日 3まで

- 1 所有者となる発注者(入居者)と施工者との工事請負契約(変更契約を含む。)
- 2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手
- 3 共同住宅等で10階以下は平成29年3月31日、11階以上は平成30年3月31日

(2) 分譲売買タイプ

契約 1	平成 26 年 12 月 27 日 (閣議決定日) ~
着工 2	契約締結日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日まで
完了報告	平成 28 年 9 月 30 日 3 まで

- 1 分譲住宅の発注者 (不動産会社、販売会社など) と施工者との工事請負契約 (変更契約を含む。)
- 2 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手
- 3 共同住宅等で 10 階以下は平成 29 年 3 月 31 日、11 階以上は平成 30 年 3 月 31 日

(3) 完成済み購入タイプ

完成 1	平成 26 年 12 月 26 日までに完成済みの新築住宅 2
売買契約	平成 27 年 2 月 3 日 (予算成立日) 以降

- 1 完了検査済証の日付が平成 26 年 12 月 26 日以前であること
- 2 完成 (完了検査済証の日付) から売買契約締結日までの期間が 1 年以内であり、一度も居住者がいなかったもの

2. 適用基準の概要

証明書類の審査に際し、構造種別等に応じ適用される基準は、表 1-1 のとおりとなっている。

表 1-1 省エネ住宅ポイント対象住宅基準

	一般 (全ての構造)	木造
省エネ性能	省エネ法に基づく 「トップランナー基準 1」相当 2	一次エネルギー消費量等級 等級 4 3
	一次エネルギー消費量等級 等級 5 3	断熱等性能等級 等級 4
		省エネルギー対策 等級 4 4 (平成 11 年基準)
<ol style="list-style-type: none"> 1 省エネ法に基づく「住宅事業建築主の判断基準」をいう。 2 共同住宅の場合、本制度の対象となるトップランナー基準相当の基準として、「省エネポイント対象住宅基準 (共同住宅等)」を適用する。 3 住宅性能表示基準は、平成 27 年 4 月 1 日から完全施行であるが、それ以前の期間も省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行可能。 4 省エネ住宅ポイントのみを申請する場合は、平成 27 年 4 月 1 日以降の申請であっても省エネルギー対策等級 4 (平成 11 年基準相当) の基準を適用することができる。 		

第2章 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行業務について

・審査・発行を行う機関、実施者

1. 審査・発行の条件

(1) 業務の対象住宅

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、当機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとする。また、依頼の時期は着工前、着工後を問わない。

(2) 適合審査の実施者

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準への適合審査（以下「適合審査」という。）の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で機関に評価員として選任されている者（以下「審査員」という。）とし、また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員について準用することとする。

・業務の手順・要領

1. 業務の引受

当機関は、依頼者から適合審査の依頼があった場合は、以下の書類（正本及び副本）が提出されているか確認を行う。

書類名
省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス申込書
省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書（別記様式1号）
適合審査に必要な提出図書
その他機関が必要とする書類

なお、省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書（別記様式1号）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

2. 確認事項

(1) 依頼のあった住宅が、当機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること

(2) 依頼のあった住宅の建て方（一戸建て住宅か共同住宅等）の確認をすること

(3) 依頼のあった住宅の構造（木造住宅か木造住宅以外）の確認をすること

(4) 依頼のあった住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準の確認をすること

(5) 依頼に評価書等の添付がある場合は、その書類の確認をすること

(6) 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと

3. 提出図書に特に不備がない場合は、依頼者に対して引受承諾書等の交付を行う。

・適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、適用する省エネ住宅ポイント対象住宅基準に応じて次のとする。

1．省エネ基準の審査に必要な事項が明示された図書

(例)仕様書、設計内容説明書、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、 U_A 値等計算書等別途当機関が定める図書とする。

2．設置する設備機器等が明示された図書(該当する場合)

(例)仕様書、設計内容説明書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、 U_A 値等計算書、設備機器等が確認できる仕様書(カタログ等の写しを含む)、基準達成率算定シート、算定用Webプログラムを使用している場合はプログラム出力表、省エネ基準の適合が証明できる書類(以下「評価書等」という。)を活用する場合は評価書等の写し等別途当機関が定める図書とする。

評価書等が添付されている場合は、省エネ基準の審査に必要な事項が明示された図書等を省略できる。

3．省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)の審査に必要な事項及び設置する設備機器等が明示された図書(該当する場合)

(例)仕様書、設計内容説明書、各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、 U_A 値等計算書、設備機器等が明示された仕様書(カタログ等の写しを含む)、評価書等を活用する場合は評価書等の写し等別途当機関が定める図書とする。

評価書等を取得するために当機関に他サービスと同時に申請する場合においては、適合審査に必要な提出図書のうち、他サービスの提出図書と重複するものは省略することができる。(ただし、適合審査の内容が確認できる場合に限る。)

(評価書等)

設計住宅性能評価書
建設住宅性能評価書
長期優良の普及の促進に関する法律に基づく認定通知書
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(フラット35S(省エネ基準適合))
現金取得者向け新築対象住宅証明書(省エネ基準適合)
贈与税の非課税措置にかかわる住宅性能証明書(省エネ基準)

当機関が発行したものに限りません。

・適合審査の実施

次の1から4のとおり実施する。なお、提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めることとする。

1．省エネ基準(断熱等性能等級4又は省エネルギー対策等級4)による場合

【適用範囲】木造住宅

住宅性能表示基準5-1に適合していることを提出図書により審査を行う。

なお、依頼時に住宅品質確保法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書（以下「認定書等」という。）が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することができる。

2. 省エネ基準（一次エネルギー消費量等級4又は5）による場合

【適用範囲】一般（全ての構造）又は木造住宅

平成27年4月1日より施行される住宅性能表示基準5-2に適合していることを提出図書により審査を行う。

3. 住宅事業建築主基準による場合

【適用範囲】一戸建ての住宅

住宅事業建築主基準に適合していることを提出図書により審査を行う。なお、依頼時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができる。

4. 省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等（賃貸住宅を除く））による場合

【適用範囲】共同住宅等（賃貸住宅を除く）

省エネ住宅ポイント対象住宅基準（共同住宅等）に適合していることを提出図書により審査を行う。なお、依頼時に評価書等及び認定書等が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、評価書等及び認定書等の結果を活用することができる。

・省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等の発行

1. 「4. 適合審査の方法」による審査が完了し、省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していると認める場合、依頼者に対して省エネ住宅ポイント対象住宅証明書（別記様式2号）（以下「証明書」という。）省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書及び提出図書（副本）を発行する。（変更計画に係る場合は別記様式4号の証明書を発行）

2. 証明書に記載する証明書発行番号は、別表「証明書発行番号の付番方法」に基づいて付番を行う。

3. 依頼者から紛失等による証明書の再発行の依頼があった場合、証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行することとする。

4. 提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対して省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書（別記様式5号）を発行することとする。

・変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を当機関が発行した場合に限る）

証明書の発行後に依頼者が計画を変更する場合は、依頼者から以下の書類の提出を受け、変更に係る適合審査を行います。なお、審査の実施方法は から までと同一となる。また、 で発行した変更前の証明書の原本については受理したのち、機関の責任において廃棄を行う。

書類名
省エネ住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス申込書

変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書（別記様式3号）
適合審査に要した図書のうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書
変更前の証明書の原本

なお、変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書(別記様式3号)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

第3章 省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書発行業務について

1. 審査・発行の条件

(1) 業務の対象住宅

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務の対象住宅は、当機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとします。省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の依頼の時期は工事完了後に限る。

(2) 適合確認の実施者

現行の耐震基準への適合確認（以下「適合確認」という。）の実施者は、住宅品質確保法第13条に定める評価員で機関に評価員として選任されている者としてします。また、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員及び評価員について準用する。

2. 審査対象

評価機関の審査の対象となる、省エネ住宅ポイント発行対象は以下の耐震改修ポイントの取得の申請のため、6に定める省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書書類（以下「証明書類」という。）が必要となる。

3. リフォーム（耐震改修）

契約 1	平成26年12月27日（閣議決定日）～
着工 2	契約締結日～平成28年3月31日
工事完了	平成27年2月3日（予算成立日）以降
完了報告 3	平成28年6月30日まで

1 発注者（所有者等）と施工者との工事請負契約（変更契約を含む。）

2 契約対象となる工事全体の着手

3 共同住宅で10階以下は平成29年3月31日、11階以上は平成30年3月31日

4. 耐震改修ポイントの発行対象については、 から の全てを満たす耐震改修工事となる。

省エネ改修工事（窓／外壁・屋根・天井又は床の断熱改修）に併せて行う工事
昭和56年5月31日以前に着工された住宅において行う工事

従前は現行の耐震基準に適合しない住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事

5. 耐震改修ポイントの取得を申請しようとする者は、省エネ住宅ポイント事務局に、必要な添付書類を添えて申請書を提出することが求められる。

耐震改修ポイントの申請に必要な書類は、耐震改修ポイント発行申請書、工事中に撮

影された工事現場写真及び現行の耐震基準に適合していることを証明する書類などになる。

6. 4のうち、現行の耐震基準に適合していることを証明する書類としては以下のいずれかとなる。

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書

住宅耐震改修証明書（所得税用）

<租税特別措置法第41条の19の2第2項に基づく証明書等>

住宅耐震改修証明書（固定資産税用）

<地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書等>

7. 6のうち、とについては、既存の制度を活用したものであり、本要領ではの省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務について説明する。

8. 提出書類

適合確認に必要な提出図書は、次のとおりとなる。

(1) 住宅の現況及び耐震工事の計画等に関し、要件を満たす住宅耐震改修であることが確認できる図書

(例) 耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、耐震改修工事前後に行った耐震診断に係る耐震診断書、耐震補強計算書、耐震改修工事の写真等

(2) 申請住宅の所在地及び建築年月日が確認できる図書

(例) 登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書または建築年月日が記載された耐震診断書等

9. 業務の引受

当機関は、依頼者から適合確認の依頼があった場合は、省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼書（別記様式7号）のほか、2の図書が正副2部添付されていること及び以下の事項について確認し、提出図書に特に不備がない場合には依頼者に対して引受承諾書等を交付する。

- a. 依頼のあった住宅が、機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること
- b. 依頼のあった住宅の建て方、又は種別（一戸建て住宅か共同住宅等）の確認をすること
- c. 依頼のあった住宅の着工日又は着工予定日、又は工事期間がポイント発行対象となる期間であること
- d. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと
- e. 依頼のあった住宅の工事が完了していること
- f. 依頼のあった住宅の工事が、省エネ改修工事等（窓／外壁・屋根・天井又は床の断熱改修）に併せて行われること
- g. 依頼のあった住宅が、昭和56年5月31日以前に着工されたこと
- h. 依頼のあった住宅が、従前は現行の耐震基準に適合しないこと

10. 適合確認の実施

3の後、現行の耐震基準への適合性を提出図書により確認する、または一定水準以上の耐震性能の評価を取得していることを確認する。

2で提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

11. 省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行

- (1) 現行の耐震基準に適合していると認める場合、依頼者に対して省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書(別記様式8号)(以下「耐震改修証明書」という。)を発行する。
- (2) 依頼者から紛失等による耐震改修証明書の再発行の依頼があった場合、耐震改修証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行することとする。
- (3) 提出図書の内容が基準と不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対して耐震基準等不適合通知書(別記様式9号)を発行することとする。
- (4) 耐震改修証明書等の発行は、依頼書及び提出図書の副本を1部添えて行う。

第4章 その他秘密保持等について

1. 料金について

別途料金表にて定めるとおりとする。

2. 秘密保持について

当機関及び審査員又は評価員並びにこれらの者であった者は、この適合審査又は適合確認の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはいけない。

3. 帳簿の作成・保存

機関は、次の(1)から(11)までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿又は(1)及び(12)から(20)までに掲げる事項を記載した省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書の発行業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。なお、帳簿の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができるものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 証明書の発行業務の対象となる住宅の名称
- (3) 証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 証明書の発行業務の対象となる住宅の構造
- (6) 証明書の発行業務の対象となる住宅に適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準
- (7) 適合審査の依頼を受けた年月日

- (8) 適合審査を行った審査員の氏名
- (9) 適合審査料金の金額
- (10) 証明書の発行番号
- (11) 証明書の発行を行った年月日又は省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書の発行を行った年月日
- (12) 適合確認の依頼を受けた年月日
- (13) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の種別
- (14) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地及び共同住宅の名称
- (15) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の発注者
- (16) 耐震改修証明書の発行業務の対象となる住宅の工事期間
- (17) 適合確認を行った評価員の氏名
- (18) 適合確認を行った評価員の建築士の種別、登録を受けた都道府県（一級建築士の場合不要）、登録番号
- (19) 適合確認料金の金額
- (20) 耐震改修証明書の発行を行った年月日又は耐震基準等不適合通知書の発行を行った年月日

4．書類等の保存

帳簿は適合審査業務又は適合確認業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書および証明書又は耐震改修証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管する。なお、適合審査用提出図書及び証明書又は耐震改修証明書の写しの保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができるものとする。

5．電子情報処理組織に係る情報の保護

当機関は、電子情報処理組織による依頼の受付並びに取下げ及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとします。

6．国土交通省等への報告等

機関は、公正な業務を実施するために国土交通省や省エネ住宅エコポイント事務局から業務に関する報告等を求められた場合には、適合審査又は適合確認の内容、判断根拠その他情報について報告等をします。

平成 27 年 2 月 13 日制定

別表

「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、14桁の英数字を用い、次のとおり表す。

『 - - - E - 』

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～7桁目 | 証明書発行日の和暦 |
| 9桁目 | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等 |
| 10～14桁目 | 通し番号(9桁目までの数字の並びの別に応じ、0001から順に付する。) |

省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

登録住宅性能評価機関

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は

主たる事務所の所在地

依頼者の氏名又は名称

印

代理者の住所又は

主たる事務所の所在地

代理者の氏名又は名称

印

下記の住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。

この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【住宅の所在地(地名地番)】

【住宅又は建築物の名称】

【住宅の建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等¹ (個別依頼 一括依頼)

【住宅の構造】 木造 木造以外

【適用する省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準】

断熱等性能等級4

省エネルギー対策等級4

一次エネルギー消費量等級4

一次エネルギー消費量等級5

住宅事業建築主基準

省エネ住宅ポイント対象住宅基

準(共同住宅等) (断熱等性能等級4 省エネルギー対策等級4)

【評価書等の有無】 有 無

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価

設計住宅性能評価書

建設住宅性能評価書

・【フラット35】S(省エネルギー性)に関する基準に適合

竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(新築住宅)

・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定

認定通知書

・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

その他²

()

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

*¹ 個別依頼の場合は住宅又は建築物の名称と併せて住宅番号を記載し、一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。*² 上記以外の評価書等を提出する場合は、内容を明示したうえで、その他の欄に記載してください。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

省エネ住宅ポイント対象住宅における省エネ技術導入状況について、住宅の省エネルギー政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省や省エネ住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書

殿

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

下記の住宅は、省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の所在地(地名地番)
2. 住宅又は建築物の名称(共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載)
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準
断熱等性能等級4 省エネルギー対策等級4 一次エネルギー消費量等級4
一次エネルギー消費量等級5 住宅事業建築主基準 省エネ住宅ポイント対象住宅
基準(共同住宅等) (断熱等性能等級4 省エネルギー対策等級4)

審査依頼年月日	年 月 日
証明書発行年月日	年 月 日
証明書発行番号	- - - E - -
審査員氏名	

変更省エネ住宅ポイント対象住宅証明依頼書

年 月 日

登録住宅性能評価機関

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は

主たる事務所の所在地

依頼者の氏名又は名称

印

代理者の住所又は

主たる事務所の所在地

代理者の氏名又は名称

印

下記の住宅の変更省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。

この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の証明書】

1. 証明書発行番号

2. 証明書発行年月日

年

月

日

3. 証明書を発行した者

ハウスプラス住宅保証株式会社

4. 変更の概要

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書(変更)

殿

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

下記の住宅は、省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の所在地(地名地番)
2. 住宅又は建築物の名称(共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載)
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 適用した省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準
断熱等性能等級4 省エネルギー対策等級4 一次エネルギー消費量等級4
一次エネルギー消費量等級5 住宅事業建築主基準 省エネ住宅ポイント対象住宅
基準(共同住宅等) (断熱等性能等級4 省エネルギー対策等級4)

審査依頼年月日	年 月 日
証明書発行年月日	年 月 日
証明書発行番号	- - - E - -
審査員氏名	

省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書

第 号
年 月 日

殿

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

下記の住宅については、下記の理由によりエコポイント対象住宅証明書を発行できませんので、不適合通知書を発行します。

記

1. 住宅の所在地(地名地番)
2. 住宅又は建築物の名称(共同住宅等の場合は住宅番号を併せて記載)
3. 住宅の建て方
4. 住宅の構造
5. 理由

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼書

年 月 日

登録住宅性能評価機関

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は

主たる事務所の所在地

依頼者の氏名又は名称

印

代理者の住所又は

主たる事務所の所在地

代理者の氏名又は名称

印

下記の住宅において、現行の耐震基準への適合確認を依頼します。

この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【住宅の種別】 一戸建ての住宅

共同住宅等 (総戸数¹ 戸 / 階数²)

【所在地(共同住宅の名称)】

【発注者】

【工事期間】 工事着手日 平成 年 月 日

工事完了日 平成 年 月 日

【工事の要件】 省エネ改修工事(窓/外壁・屋根・天井又は床の断熱改修)に併せて工事を行う

昭和56年5月31日以前に着工された住宅において工事を行う

従前は現行の耐震基準に適合しない住宅において工事を行う

受付欄	料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

*¹ 住宅以外の用途で専用使用されている部分(店舗、事務所等)を除きます。*² 地下部分も含めた階数を記入ください。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

耐震改修ポイント対象住宅について、耐震リフォーム政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省や省エネ住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書

耐震改修が行われた住宅¹の情報

住宅の種別	一戸建て 共同住宅等 (総戸数 ² 戸 / 階数 ³)		
所在地 (共同住宅の名称)			
発注者			
工事期間	工事着手日 平成 年 月 日	工事完了日 平成 年 月 日	

1 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で現行の耐震基準に適合していないもの。

2 住宅以外の用途で専用使用されている部分(店舗、事務所等)を除きます。

3 地下部分も含めた階数を記入してください。

証明を行った機関等の情報

建築士	建築士の種別	一級建築士 二級建築士 木造建築士	登録を受けた都道府県 ⁴		
	フリガナ		登録番号		
	氏名				
	上記のものが所属する建築士事務所の情報				
	フリガナ		電話番号		
	名称				
	登録年月日	昭和 年 月 日 平成	登録番号		
事務所の種別	一級建築士 二級建築士 木造建築士				
登録住宅性能評価機関	フリガナ	ハウスプラスジュウタクホショウカブシキカイシャ		電話番号	03 - 5962 - 3800
	氏名	ハウスプラス住宅保証株式会社			
	登録番号	国土交通大臣登録住宅性能評価機関 第4号			
	確認を行った評価員の情報				
	建築士の種別	一級建築士 二級建築士 木造建築士	登録を受けた都道府県 ⁴		
	フリガナ		登録番号		
	氏名				

4 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。

上記の住宅について、住宅耐震改修の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

証明を行った建築士

または登録住宅性能評価機関

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

耐震基準等不適合通知書

第 号
年 月 日

殿

ハウスプラス住宅保証株式会社
印

下記の住宅については、下記の理由により省エネポイント住宅制度用耐震改修証明書を発行できませんので、不適合通知書を発行します。

記

1. 住宅の種別
2. 所在地(共同住宅の名称)
3. 発注者
4. 理由